

令和6年度

主として た外得	るの 給合区	与算分	営業等	農産物	不動産	利子当	配与	給維	課税、一時
総所得金額①									

「課税標準額」を基に計算してください。

「令和6年度」であることを確認してください。

課税標準	山林所得	
	分離短期譲渡	
	分離長期譲渡	
	株式等の譲渡	
	上場株式等の配当等	
	先物取費	
	総所得③	

市 町 村	税額控除前所得割額④	
	税額控除額⑤	
	所得割額⑥	
	均等割額⑦	
	税額控除前所得割額④	
	税額控除額⑤	
	所得割額⑥	
	均等割額⑦	
	森林環境税額⑧	
	特別徴収税額⑨	
道府県	控除不足額⑩	
	既充当・既委託納付額⑪	
	既納付額⑫	
	差引納付額⑬(⑩－⑪、⑫)	
	変更前税額⑬	
額	増減額(⑨－⑬)	
	変更月	月

納 付 額	
6 月分	
7 月分	
8 月分	
9 月分	
1 0 月分	
1 1 月分	
1 2 月分	
1 月分	
2 月分	
3 月分	
4 月分	
5 月分	

受給者番号	氏名	指定番号
住所		宛 名 番 号

あなでの特別収容区域を左記により決定（変更）したので、地方定款第41条、第319及び第321条の4（第321条の6）の規定によって通知すること。また、この通知書の記載事項に服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3ヶ月以内に市（町・村）に対して審査請求をすることができ、この特別収容地の決定の取消を求めるには前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6ヶ月以内に市（町・村）を被告として、市（町・村）が被告となる訴訟となります。）提起することができることとする。

なお、処分取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後に提起することとなり、前記の審査請求をしないままに処分取消しの訴えを提起することはできないこととする。

② 処分の執行は手続上の執行により生じる被害を避けるため必要と認められる場合、③その他裁量を經ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ずに処分取消しの訴えを提起することができます。

令和 年 月 日

〇〇市町村長 氏 名 (印)

市町村民税分、道府県民税分を合計したものが「税額控除額」となります。これを基に計算してください。